

# 大垣署市民監視訴訟 原告側に新たな弁護士

大垣市内の風力発電施設建設をめぐる、警察に個人情報を集められ、中部電力子会社「シーテック」に伝えられた住民4人が起こした訴訟。原告弁護団に新たに加わった2人の弁護士は公安警察の情報収集を監視し、収集の権限範囲を明確にする必要性を訴訟を通じて提起する考えだ。報道も含めてプライバシーなどの権利侵害が目撃されたが、より深い権限論への言及が展開されそうだ。



「公安警察は必要だが彼らの情報収集の権限をどう規制するか。その点もきちんと考えなければならず、公安警察のあり方を問題提起できると思ひ、訴訟に参加した」。弁護団に新たに加わった清水勉弁護士（東京）と武藤糾明弁護士（福岡）は、公安警察の情報問

題の専門家だ。住民情報を集め、第三者の企業側に提供していたとされるのは当時の大垣署警備課。いわゆる公安警察だ。テロや犯罪集団など国家を脅かす反社会的な勢力の動向を監視し、公共の安全に備えるのが本来の仕事だが、どんな人が監視の対象とされ、どんな情報が集められているのかは謎だ。警察法には「公共の安全

10月30日の第4回口頭弁論後、記者会見で意欲を語る清水勉弁護士（中央）と武藤糾明弁護士（左前）



弁護団

岐阜市端詰町

## 情報収集のあり方 問題提起へ



大垣署市民監視訴訟

「シーテック」が進めていた風力発電施設建設をめぐる、2013年8月～14年6月、大垣署員3人が少なくとも4回、反市民運動歴などを同社側に伝えたとして、4人が県を相手に計440万円を求めて岐阜地裁に起こした国家賠償請求訴訟。口頭弁論が4回開かれた。今回は来年1月29日。

と秩序の維持」が責務と書かれている。陸上自衛隊の情報保全隊がイラク派遣反対の市民活動を監視していた訴訟、イスラム教徒を監視していた警視庁の情報流出訴訟の判決では、情報収集の違法性についての線引きが曖昧だった。そうした判例を踏まえ、清水弁護士は公安警察の「情報収集の権限の明確化」を訴えるつもりだ。今回の訴訟で県側は「トラブル防止の観点から、特別の根拠規定がなくとも、責務達成のための情報収集は適

法」と主張。清水弁護士は「トラブルの可能性を理由にされたら、一般市民であっても監視の対象になり得る」とし、情報収集の適法、違法の線引きを明らかにする必要があるとする。武藤弁護士は公安警察に対する監視が必要だとする。ドイツには警察と情報機関が共同運営するデータベースを監視する第三者機関があり、「テロ対策の必要性が高い国でもこうした監視態勢がとられている」と言う。日本の公安調査庁は団体規制法による規制や公安審査委員会の審査があるが、公安警察の活動を厳格に縛るものはなく、より規制や審査が及ぶ仕組みが必要と訴える。

原告弁護団は情報収集の違法性を立証する際、権利侵害と権限逸脱の二つの論点が必要と考える。山田秀樹弁護団長は2人の加入について「権利侵害に比べ、権限逸脱は専門知識がいる。彼らは心強い存在」と話す。2人は「住民の全ての情報が集められる必要がなかった。治安を脅かすとは到底考えられない」と指摘する。

（竹井周平、編集委員・伊藤智章）